

令和2年度 公立学校共済組合東京支部貸付事業の実施について

1 申込資格者

組合員期間が、引き続き6か月以上ある公立学校共済組合東京支部組合員

2 貸付金の利率 (平成30年1月改定 変動利率)

- (1) 一般・住宅・教育・医療・結婚・葬祭・特別 年利1.32% (月利0.110%)
 (2) 介護住宅 年利1.06% (月利0.088%)
 (3) 災害・住宅災害 年利0.99% (月利0.0825%)

※ 年利には、貸付保険料0.06%を含む。

3 貸付内容

(1) 組合員 (再任用組合員等を除く。)

貸付種別	貸付事由	貸付限度額	償還限度回数(以内)
一般貸付け	組合員が、臨時に資金を必要とする場合	200万円	毎月120回 ボーナス20回
教育貸付け	組合員、被扶養者及び被扶養者でない子、孫、兄弟姉妹が、学校教育法に基づく高等学校(中高一貫教育校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)、高等専門学校、大学(大学院含む。)、専修学校、各種学校に入学又は修学するため概ね1年以内に資金を必要とする場合 外国の教育機関の場合は、正規の教育課程の修学年限が、1年以上の教育機関に入学又は修学するため、概ね1年以内に資金を必要とする場合	550万円	毎月250回 ボーナス41回
災害貸付け	組合員又はその被扶養者が地震、水害、火災、盗難等の非常災害を受けたため、資金を必要とする場合(り災後3か月以内)	200万円	毎月120回 ボーナス20回
医療貸付け	組合員、被扶養者及び被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹、父母(配偶者の父母を含む。)が医療を受けるため資金を必要とする場合	120万円	毎月110回 ボーナス18回
結婚貸付け	組合員又は子が結婚するために資金を必要とする場合(結婚の前後6か月以内)	200万円	毎月120回 ボーナス20回
葬祭貸付け	被扶養者及び被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹、父母(配偶者の父母を含む。)の葬祭のため、資金を必要とする場合	200万円	毎月120回 ボーナス20回
住宅貸付け	組合員が、自己の用に供する住宅を新築、増築、改築、移築、修理、購入、借入れ又は宅地の購入、借入若しくは補修する資金を必要とする場合	1,800万円	毎月360回 ボーナス60回
介護構造部分に係る貸付け	組合員が、自己の用に供する住宅について、要介護者に配慮した構造を有する住宅を購入、新築、増築、改築、修理する資金を必要とする場合(介護構造に要する経費の範囲内)	300万円	毎月360回 ボーナス60回

住宅災害貸付け	組合員が自己の用に供する住宅、又は住宅の敷地が水震火災その他非常災害により損害を受け、り災後1年以内に新築等をするために資金を必要とする場合	1,900万円	毎月360回 ボーナス60回
高額医療貸付け ※1	組合員又は被扶養者が高額療養費の支給対象となる療養に係る支払いのため資金を必要とする場合（現物給付を受ける場合は、貸付不可）	高額療養費相当額（千円未満切捨て）	高額療養費が支給されるときは、控除
出産貸付け ※1	組合員が出産費又は家族出産費の支給対象となる出産に係る支払いのため資金を必要とする場合（直接払い制度利用の場合は、貸付不可）	出産費又は家族出産費相当額（千円未満切捨て）	出産費又は家族出産費が支給されるときは、控除

※1 高額医療貸付け及び出産貸付けを申し込む場合は、事前に貸付担当に御連絡ください。

(2) 再任用組合員等

貸付種別	貸付事由	貸付限度額	償還回数
特別貸付け	再任用職員（フルタイム勤務）、令和2年4月1日以降任用の期限付任用教員及び臨時的任用教職員が臨時に資金を必要とする場合	200万円 ※2	貸付月の翌月から最終任期月までの月数範囲内

※2 例月給料×3/10×控除開始月から最終任期月までの月数（償還回数最大10回）

4 貸付申込について

(1) 申込方法

ア 一般貸付け等

交換便・郵送・持参

なお、締切日（必着）を過ぎた場合は、翌月扱いとなりますので御注意ください。

イ 住宅・住宅災害・介護構造部分に係る貸付け

受付は、電話予約の上、対面方式で行いますので本人又は同居人（予定者を含む。）が、申込書等必要書類を持参してください。

(2) 受付場所

東京都庁第二本庁舎 14階南側

公立学校共済組合東京支部（東京都教育庁福利厚生部）給付貸付課貸付担当

電話 03-5320-6823 ファクシ 03-5388-1732

(3) 受付日・時間

毎日（土、日、休日及び年末年始を除く。）

ア 一般貸付け等

午前9時から正午まで 午後1時から5時まで

イ 住宅貸付け、住宅災害貸付け及び介護構造部分に係る貸付け ◎ 受付は、予約制です。

午前9時から11時まで 午後1時から4時まで

(4) 締切り

毎月10日（土、日及び休日の場合は、その前日）

(5) 日程

別紙1 令和2年度 貸付受付日程表（4ページ）

高額医療貸付け及び出産貸付けについては、日程が異なりますので貸付担当にお問い合わせください。

※ 詳細は、一般・教育・災害・医療・結婚・葬祭貸付け申込説明書又は住宅・住宅災害・介護構造部分に係る貸付け申込説明書を参照してください。

5 償還について

(1) 定期償還

毎月の給料から控除します。償還方法は、「毎月償還」と「ボーナス併用償還」があります。

(2) 繰上償還

未償還元金の全部又は一部を繰り上げて償還することができます。

ア 受付：毎日（土、日、休日及び年末年始を除く。）

【ただし、2/11から3/10までの期間は受け付けしません。】

イ 締切り：毎月10日（土、日及び休日の場合は、その前日）

ウ 振込期限：翌月20日（土、日及び休日の場合は、その前日）

エ 日程：別紙2 令和2年度 繰上償還受付日程表（5ページ）

6 償還猶予について

(1) 次の事項に該当する場合は、本人の申出により償還の猶予ができます。

ア 育児休業の承認を受けたとき

イ 配偶者同行休業の承認を受けたとき

ウ 引き続き1か月以上の介護休暇（時間取得を除く。）の承認を受けたとき

エ 心身の故障のため休職となり、給料の全部が支給されないとき（当該無給休職の期間内。ただし、傷病手当金又は傷病手当金附加金（公務又は通勤災害におけるこれに類する給付を含む。）の支給を受けている期間は除く。）

オ 住宅又は住宅の敷地が、水震火災その他の非常災害により損害を受けたとき（住宅貸付け、介護構造部分に係る貸付け及び住宅災害貸付けが対象となります。）

(2) 猶予期間の償還金について

猶予期間終了の翌月から、猶予した月数相当の期間を定期償還額と併せて返済することになります（倍返し）。

(3) 締切り

償還猶予を希望する月の前月の14日（土、日及び休日の場合は、その前日）

(4) 猶予された償還金の繰上げ償還について

一部又は全額を繰上償還することができます。

受付、締切り、振込期限、振込方法等については、上記5償還方法の（2）と同様になります。

7 貸付申込説明書・申込書等の入手方法について

(1) 貸付申込説明書及び申込書、繰上償還申出書について

ア 公立学校共済組合東京支部のホームページからダウンロードする。

<https://www.kouritu.or.jp/tokyo/tetsuduki/shikin/index.html>

イ 貸付担当に請求する。

(2) 団信（団体信用生命保険）の申込手引及び申込書について

住宅貸付け、住宅災害貸付け、介護構造部分に係る貸付け又は教育貸付けについては、任意で貸付けと同時に団体信用保険に加入できます。

保険会社の指定様式がありますので、貸付担当に請求してください。

交換便等で所属所宛に送付します。

8 その他

例年、10月から11月に実施している団信中途適用（住宅、教育貸付のみ）については、所属所への通知は行わず、東京支部広報誌「かがやき」秋号でお知らせします。

所属所の借受人から団信中途適用の申出があった場合は、借受人から貸付担当へお問合せいただき申込書を取り寄せるようにお知らせください。

令和2年度 貸付受付日程表

公立学校共済組合東京支部

回	貸付申込受付期間	貸付決定日	貸付日	受付時間及び申込方法
1	令和2(2020)年 3月11日～4月10日	5/7	5/11	一般貸付け等申込み
2	4月13日～5月8日	6/3	6/10	○午前：9時から正午まで 午後：1時から5時まで
3	5月11日～6月10日	7/3	7/10	○交換便・郵送・持参
4	6月11日～7月10日	8/3	8/11	住宅・住宅災害・介護構造部分に係る 貸付けの申込み
5	7月13日～8月7日	9/3	9/10	○事前に予約をした上で、 貸付担当まで持参してください。
6	8月11日～9月10日	10/5	10/12	○午前：9時から11時まで 午後：1時から4時まで
7	9月11日～10月9日	11/4	11/10	○本人又は同居する家族が持参
8	10月12日～11月10日	12/3	12/10	(注)
9	11月11日～12月10日	2021年 1/4	2021年 1/12	3月31日退職予定の方は、 第10回までの申込みが可能
10	(注) 2021年 12月11日～1月8日	2/3	2/10	
11	1月12日～2月10日	3/3	3/10	
12	2月12日～3月10日	4/5	4/12	

○ 貸付金の指定口座への入金は、貸付日から数日かかる場合があります。

○ 貸付決定について

貸付決定日以降に、各所属所を通じて、借受人へ「貸付決定通知書」と「償還表」を送付します。

「償還表」は、繰上償還をする場合や償還期間の確認をする場合に必要となりますので、大切に保管するよう、組合員へお知らせください。

令和2年度 繰上償還受付日程表

公立学校共済組合東京支部

回	繰上償還申込受付期間	納付期限	給料控除 最終月	申込方法
1	令和2(2020)年 3月11日～4月10日	5/20	5月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">繰上償還の申込み</div> ○午前：9時から正午まで 午後：1時から5時まで ○交換便・郵送・持参 (注) 3月31日付退職予定の方の 受付は、第10回までとなり ます。
2	4月13日～5月8日	6/19	6月	
3	5月11日～6月10日	7/20	7月	
4	6月11日～7月10日	8/20	8月	
5	7月13日～8月7日	9/18	9月	
6	8月11日～9月10日	10/20	10月	
7	9月11日～10月9日	11/20	11月	
8	10月12日～11月10日	12/18	12月	
9	11月11日～12月10日	2021年 1/20	2021年 1月	
10	(注) 2021年 12月11日～1月8日	2/19	2月	
11	1月12日～2月10日	3/19	3月	

<償還方法>

受付締切日の翌月上旬に所属所を通じて借受人へ振込依頼書を送付します。

同月20日(土、日及び休日の場合は、その前日)までに、金融機関から振込みしてください。

※銀行口座からの自動引き落としはできませんので御注意ください。

○繰上償還の対象となる未償還元金は、給料控除最終月末(受付締切日の翌月給料控除後)の金額です。償還表で確認するよう、組合員へお知らせください。

(例) 第1回申込み(3月11日～4月10日)の場合 → 5月の給料控除後の金額

○入金確認後、納付期限翌月上旬に所属所を通じて、借受人へ下記の書類を送付します。

全額繰上償還申出者・・・「償還完了通知書」「借用証書(返却)」

一部繰上償還申出者・・・「一部繰上償還後の償還内容について」「償還表(新)」